

議第43号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例等の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例等の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市税条例等の一部を改正する条例

(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則第7条の2第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第7条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第14条の2(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第18条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項もしくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項もしくは第40項」に改める。

付則第25条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2または第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人または一般財団法人に

ついて準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人もしくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

付則第25条第2項を削る。

付則第25条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号および第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

(草津市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 草津市税条例の一部を改正する条例（平成25年草津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 草津市税条例の一部を次のように改正する。

付則第25条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号および第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

付則第1条第3号中「付則第4条第1項」の前に「第3条の2および」を加える。

付則第4条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第18条の規定の適用については、同条中「、第35項もしくは第40項」とあるのは「もしくは第35項」とする。